

CONTENTS -目次-

知事メッセージ	2
1 三重県の環境森林政策	3
2 平成16年度の三重県庁ISO14001の実績と評価 総括表	4
3 三重県庁の環境マネジメントシステム	5
(1)ISO14001適用範囲と環境方針	5
(2)職員の環境教育	5
(3)環境に関する法規制等の遵守	6
(4)環境監査	6
4 環境にやさしい三重県庁をめざして	7
(1)環境基本計画	7
(2)オフィス活動	7
(3)グリーン購入の取組	12
(4)施設管理	13
(5)事業活動	14
(6)地球温暖化防止への取組	24
(7)環境会計についての検討	25
(8)多様な機関のISO14001の取組	26
5 環境関連表彰	27
6 県民のみなさんとのコミュニケーション	28
7 事業活動における安全性への配慮	33
8 第三者コメント	35
9 今後の課題	37

本報告書の表紙について

三重県が誇る川や山、海など豊かな自然環境をイメージしています。これらの大切な自然を守り、育むことで、次世代に誇れる環境づくりを進めていきます。

知事メッセージ

将来の世代に引き継ぐ豊かな環境を目指して



本年2月の京都議定書の発効など、地球温暖化をはじめとする環境問題が待ったなしの状況となり、環境取組とその成果が今まで以上に求められています。

こうした中、三重県では、昨年4月にスタートした新しい総合計画「県民しあわせプラン」に、「持続可能な循環型社会の創造」を政策の柱として位置づけるとともに、「地球温暖化防止のさらなる推進」や「ごみゼロ社会の実現」などの重点プログラムに取り組んでいます。

このような環境保全活動にかかる率先実行取組として、私たちは、「環境にやさしい三重県庁」を目指し、「みえ行政経営体系」のベースである環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づく活動をはじめ、グリーン購入や地球温暖化防止などの継続的な改善に取り組んでいます。さらに、今後は、職員一人ひとりの気づきと行動により環境保全活動を進め、県庁に「環境文化」を根付かせていきたいと考えています。

本報告書は、県庁が自ら率先して環境負荷低減に取り組んでいる情報を県民や事業者の皆様方にお知らせするため、環境に関する取組成果をまとめたものです。

本年4月、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」の施行に伴い、環境報告書の作成・公表が、特定事業者（国等・大企業など）に義務づけられるとともに、それ以外の事業者には努力することが求められています。県内の事業者の皆様におかれましても、環境保全活動に一層取り組んでいただきますとともに、そうした取組に関する成果については、環境報告書の発行などにより積極的に情報発信し、環境コミュニケーションを活発に進めていただきたいと思います。

今回は、編集段階で、地元三重大学の学生や教職員の皆さんと意見交換を行うなど読み手の意見を反映した、よりわかりやすい報告書となるよう工夫しました。本報告書をご覧になりました皆様からの率直なご意見やご感想をお待ちしております。

2005年9月

三重県知事 聖名昭彦

